

○屋上等緑化推進モデル地区(新宿駅、飯田橋駅、高田馬場駅周辺地域)

1 緑化計画書制度

番号	種別	項目	内容	詳細	備考
1	継続 一部変更	屋上緑化面積の割増算定【緑化面積】	屋上緑化を設置すると、屋上緑化面積を1.3倍して算定することができる。	現行の制度を継続するが、重要な建築行為に該当する施設については、当規定から除外する。	
2	継続 一部変更	壁面緑化面積の割増算定【緑化面積】	壁面緑化を設置すると、壁面緑化面積を1.3倍して算定することができる。		
3	継続 一部変更	接道部における壁面緑化延長の割増算定【接道延長】	接道部に壁面緑化を設置した際、その壁面緑化の延長を1.3倍して接道部緑化延長に算定することができる。		
4	新規 「ベランダ」	接道部におけるベランダ緑化の割増算定【接道延長・緑化面積】	接道部にベランダ緑化を設置すると、接道部延長と緑化面積を1.3倍して算定することができる。	面積については、上空から見た平面図によるものとする。 複数階の重複は認めない。	
5	新規 「畑・花壇」	ふれあい緑地の算定【緑化面積】	商業施設や学校で、一般や学生等に開放されるものについては、花壇、畑を緑化面積対象にする。	1 管理者が確定していること。 2 最低5年以上は維持する誓約書を提出してもらう。	
6	新規 「壁面基準」	壁面緑化の基準緩和【緑化面積】	これまで対象外だった壁面の緑化も対象とする。	1 塔屋等の壁面緑化を緑化面積に含める。 2 地上部から10m以上の高さに設置した壁面緑化も緑化面積に参入する。ただし緑化の植栽高の合計は10mまでとする。 3 緑化面積の割り増しは対象外	

2 助 成

番号	種別	項目	内容	詳細	備考
1	継続 一部変更	屋上緑化等助成制度の対象拡大	建築物の屋上、壁面に緑化する場合の助成について、単価や限度額の割り増しを行う。	1 助成金額の単価、上限額は現行の割り増しを継続する。 2 壁面緑化はパネル式緑化も対象に追加する。	

3 その他

番号	種別	項目	内容	詳細	備考
1	継続	新宿花いっぱい運動	道路上のプランターやハンギングバスケットに区が植栽、補植を行い、維持管理を地元商店会が行う。		新宿中央通り（プランター） セントラルロード（ハンギングバスケット）